

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	学校図書館の運営及び活用に係る支援業務の委託について
--------	----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

担当部課：教育委員会事務局教育支援課教育活動支援係

事業の概要

事業名	学校図書館支援業務
担当課	教育支援課
目的	学校図書館の学習・情報センター機能及び読書センター機能の強化を図るとともに学校における学校図書館活用を支援する。
対象者	新宿区立学校に係る児童、生徒及び教員
事業内容	<p>現在、新宿区立学校（全 40 校）は、新宿区立学校イントラネットシステム（以下「システム」という。）を活用して校務及び教育活動を行っており、児童及び生徒に係る多くの個人情報項目（氏名、住所、学業成績、学習内容、指導内容、健康状態、教育相談記録、家庭状況等）を取り扱っている（平成 20 年度第 8 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会諮問・承認事項「（仮称）新宿区立学校イントラネットシステム」の構築について）。</p> <p>平成 25 年度から、学校図書館の学習・情報センター機能及び読書センター機能の強化を図るとともに学校における学校図書館活用を支援するために、司書又は司書教諭の資格を持つ要員（学校図書館支援員及び学校図書館活用推進員）に様々な業務を行わせる。</p> <p>上記要員が、それぞれ担当する学校で、システムを活用して「カウンター業務（図書の貸出・返却）」及び「ユーザデータ管理業務」を行うにあたり、児童、生徒及び教職員の【氏名】を取り扱う必要がある。</p> <p>また、上記要員が、それぞれ担当する学校で、児童及び生徒の読書及び調べものについての問合せや相談に応じてレファレンスを行う「児童・生徒への学習支援」業務や児童及び生徒にブックトークやストーリーテリングを行う「読書指導支援」業務の実施にあたり、システムを利用して児童及び生徒の【学習内容（貸出記録に限定）】を取り扱う必要がある。</p> <p>(対象者数)</p> <p>新宿区立学校合計 11,494名</p> <p style="padding-left: 40px;">小学生 7,834名</p> <p style="padding-left: 40px;">中学生 2,812名</p> <p style="padding-left: 40px;">教職員 848名 (平成 24 年 5 月 1 日現在)</p>

件名 学校図書館の運営及び活用に係る支援業務の委託について

保有課(担当課)	(保有課) 新宿区立学校 (全40校) (担当課) 教育支援課 (情報システム管理者)
登録業務の名称	学校図書館の運営及び活用に係る支援業務
委託先	株式会社図書館流通センター
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【新宿区立学校の児童及び生徒に係る情報項目】 氏名、学習内容(貸出記録に限定) 【新宿区立学校の教員に係る情報項目】 氏名
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体及び紙
委託理由	学校図書館の学習・情報センター機能及び読書センター機能の強化を図るとともに学校における学校図書館活用を支援する。
委託の内容	学校図書館活用計画作成支援、 <u>カウンター業務</u> 、資料整備、環境整備支援、図書館利用推進、公共図書館事業活用支援、 <u>児童・生徒への学習支援</u> 、読書活動推進支援、学習指導支援、 <u>読書指導支援</u> 、児童会・生徒会活動支援、ボランティア活用支援、 <u>ユーザデータ管理業務</u> 、システム障害初期対応業務 ※ 下線部分の業務において、上記情報項目を取り扱う。
委託の開始時期及び期限	平成25年4月1日から (以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 受託事業者は、上記情報項目しか取り扱えないようシステム上制限する。 3 委託の期間満了にあたり、区が受託事業者提供した個人情報及び受託事業者が収集した個人情報は、区に返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 ユーザ名及びパスワードの厳格な管理について、従事者への研修等を徹底させる。 3 提供された情報は、施錠できるキャビネットに保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり

乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。